第百八十号

令和三年

四月五日

日

月

目 次

○救急病院等の認定・・・・・・・一五五 示

○随意契約の相手方の決定について…………………………………………………一五五

告 示

山梨県告示第百三十三号

次の病院を救急病院として認定した。 救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定により、

令和三年四月五日

山梨県知事 長 崎

幸 太 郎

救急病院の名称及び所在地

名称

所 在地

認定期限 令和六年三月三十一 Н

般財団法人山梨整肢更生会富士温泉病院

笛吹市春日居町小松千百七十七番地

公 告

で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上 五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブ 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十 随意契約の相手方の決定について

> 約に係るものである。 の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契

令和三年四月五日

曜

山梨県知事 長 崎 幸

太

郎

随意契約に係る物品等

名称 インターネット接続端末等

数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

名称 山梨県総務部情報政策課

随意契約の相手方を決定した日 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 令和三年二月二十六日

随意契約の相手方

一 五 五

名称 NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目十五番三号

Ħ. 契約金額 四千六百四万二千三百七十円

契約の相手方を決定した手続 随意契約

随意契約によることとした理由 同一の物品等につき当初の契約の相手方と再度契

(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号に該当)

約をするため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

公共測量の終了

により公示する。 第二項の規定により富士・東部林務環境事務所から次のとおり公共測量の実施を終わっ た旨の通知を受けたので、 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定

令和三年四月五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

測量の種類 公共測量(航空レーザ測量

測量の地域 山梨県大月市七保町奈良子地内外

三 測量の期間 令和二年六月三日から令和三年三月十日まで

公共測量の終了

第二項の規定により富士・東部林務環境事務所から次のとおり公共測量の実施を終わっ 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

Щ

梨

令和三年四月五日

山梨県知事 長

崎

幸

太郎

測量の種類 公共測量(航空レーザ測量)

測量の地域 山梨県都留市朝日曽雌地内外

三 測量の期間 令和二年十月六日から令和三年三月十日まで

公共測量の終了

ので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第二項の規定により山梨県から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けた 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 令和三年四月五日

山梨県知事 長 崎 幸 太郎

- 測量の種類 公共測量(一級水準測量)
- 測量の地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和町
- 三 測量の期間 令和二年十一月二十四日から令和三年三月十九日まで

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

発行者

Щ 梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号